

砂川市訓令第29号

令和6年4月1日

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「3月1日」を「1月1日」に改め、同条第4号に次のただし書を加える。

ただし、第5条の2に規定する継続補助申請を行う場合は、この限りでない。

第5条の次に次の1条を加える。

（継続補助申請等）

第5条の2 前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、その交付額が第4条第1項に規定する上限額に達しなかったもの（以下「継続補助世帯」という。）においては、1回に限り、継続して補助金の交付申請（以下「継続補助申請」という。）を行うことができる。

2 継続補助世帯に交付する補助金の上限額は、第4条第1項に規定する上限額から前年度に当該世帯に交付した補助金の額を差し引いて得た額とする。

3 継続補助申請は、前条の規定を準用する。ただし、同条各号に掲げる書類のうち、同条第1号及び第2号に掲げるものの提出は省略することができる。

別記第1号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号
配偶者 氏 名

砂川市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日	年 月 日			
2 所得 ※貸与型奨学金を返済した場合は、その金額を除く。	夫	円		
	妻	円		
	合計	円		
3 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額(A)	円	
	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日	
		賃借料 ※住宅手当を控除した額	年 月分	円
			年 月分	円
			年 月分	円
		敷金		円
		礼金		円
		共益費	年 月分	円
			年 月分	円
	年 月分		円	
	仲介手数料		円	
	その他()		円	
	小計(B)		円	
住宅リフォーム費	契約締結年月日	年 月 日		
	住宅リフォーム費(C)	円		
引越費用	引越年月日	年 月 日		
	引越費用(D)	円		
合計(E) ※(A)+(B)+(C)+(D)		円		
4 補助上限額 ※該当する項目の□にレを記入	<input type="checkbox"/> 30万円 <input type="checkbox"/> 60万円 <input type="checkbox"/> 継続補助申請 (円)			
5 補助金交付申請額 ※(E)と補助上限額を比較し、低い額を記入 ※1,000円未満の端数は切捨て	円			

(裏面に続く。)

砂川市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号
配偶者 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった砂川市結婚新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日		
2 変更後の所得		夫	円	
※貸与型奨学金を返済した場合は、その金額を除く。		妻	円	
		合計	円	
3 変更後の事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額(A)	円	
	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日	
		賃借料 ※住宅手当を控除した額	年 月分	円
			年 月分	円
			年 月分	円
		敷金		円
		礼金		円
		共益費	年 月分	円
			年 月分	円
			年 月分	円
		仲介手数料		円
	その他()		円	
	小計(B)		円	
	住宅リフォーム費	契約締結年月日	年 月 日	
住宅リフォーム費(C)		円		
引越費用	引越年月日	年 月 日		
	引越費用(D)	円		
合計(E) ※(A)+(B)+(C)+(D)		円		
4 補助上限額		<input type="checkbox"/> 30万円 <input type="checkbox"/> 60万円 <input type="checkbox"/> 継続補助申請 (円)		
※該当する項目の□にレを記入				

(裏面に続く。)

